

○厚生労働省告示第三百六十三号

医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）の一部の施行に伴い、医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和八年九月三十日

厚生労働大臣 上野賢一郎

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示

（医療提供体制の確保に関する基本方針の改正）

第一条 医療提供体制の確保に関する基本方針（平成十九年厚生労働省告示第七十号）の一部を次の表のよう
うに改正する。

改正後	この基本方針は、我が国の医療提供体制に対する国民の安心、信頼の確保に向けて、医療計画制度の中で医療機能の分化・連携を推進し、地域において切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保（以下「医療提供体制の確保」という。）を図るための基本的な事項を示すものである。 都道府県においては、この方針に即して、かつ、それぞれの地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。 第一〇 第十（略） 第十一 その他医療提供体制の確保に関する重要事項 医療計画及びこれに基づく具体的な施策を定めるに当たっては、健康増進法（平成十四年法律第百三号）等医療関係各法等の規定及び次の方針等に配慮して定めるよう努めなければならない。また、総合確保方針及び都道府県計画、介護保険法第百十六条第一項に規定する基本方針、都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画、感染症法第九条第一項に規定する基本方針、予防計画及び都道府県行動計画並びに医療介護総合確保法第十一条の二第一項に規定する医療情報化推進方針との整合性の確保を図らなければならない。 15（略）
改正前	この基本方針は、我が国の医療提供体制に対する国民の安心、信頼の確保に向けて、医療計画制度の中で医療機能の分化・連携を推進し、地域において切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保（以下「医療提供体制の確保」という。）を図るための基本的な事項を示すものである。 都道府県においては、この方針に即して、かつ、それぞれの地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。 第一〇 第十（略） 第十一 その他医療提供体制の確保に関する重要事項 医療計画及びこれに基づく具体的な施策を定めるに当たっては、健康増進法（平成十四年法律第百三号）等医療関係各法等の規定及び次の方針等に配慮して定めるよう努めなければならない。また、総合確保方針及び都道府県計画並びに介護保険法第百十六条第一項に規定する基本方針、都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画並びに感染症法第九条第一項に規定する基本方針、予防計画及び都道府県行動計画との整合性の確保を図らなければならない。 15（略）

(医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示の改正)

第二条 医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示（令和八年厚生労働省告示第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち表改正前欄中第十一中「並びに介護保険法」を「介護保険法」に、「並びに感染症法」を「感染症法」に改め、「都道府県行動計画」の下に「並びに医療介護総合確保法第十一条の二第一項に規定する医療情報化推進方針」を加え、同表改正後欄中第十三中「介護保険法」を「介護保険法」に、「並びに感染症法」を「感染症法」に改め、「都道府県行動計画」の下に「並びに医療介護総合確保法第十一条の二第一項に規定する医療情報化推進方針」を加える。

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三十三条第三項第一号の規定に基づき
厚生労働大臣が指定する有価証券の改正）

第三条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三十三条第三項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する有価証券（令和元年厚生労働省告示第百十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三十九条の第三項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する有価証券	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三十三条第三項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する有価証券

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三十三条第三項第二号の規定に基づき
厚生労働大臣が指定する金融機関の改正）

第四条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三十三条第三項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する金融機関（令和元年厚生労働省告示第百十五号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三十九条の第三項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する金融機関	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三十三条第三項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する金融機関

（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付の一部改正）

第五条 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付（昭和五十二年厚生省告示第二百四十号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
一〇十三 (略) 十四 都道府県等が行う医療に関する給付であつて、<u>医療情報基盤</u> ・<u>診療報酬審査支払機構法</u>(昭和二十三年法律第百二十九号)第 十八条第二項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるもの	一〇十三 (略) 十四 都道府県等が行う医療に関する給付であつて、<u>社会保険診療</u> <u>報酬支払基金法</u>(昭和二十三年法律第百二十九号)第十五条第二 項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるもの

(健康保険法施行規則第九十八条第十一号及び船員保険法施行規則第八十六条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正)

第六条 健康保険法施行規則第九十八条第十一号及び船員保険法施行規則第八十六条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(昭和五十九年厚生省告示第百五十五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
一〇十四 (略) 十五 都道府県等が行う医療に関する給付であつて、<u>医療情報基盤</u> ・<u>診療報酬審査支払機構法</u>(昭和二十三年法律第百二十九号)第 十八条第二項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるもの	一〇十四 (略) 十五 都道府県等が行う医療に関する給付であつて、<u>社会保険診療</u> <u>報酬支払基金法</u>(昭和二十三年法律第百二十九号)第十五条第二 項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるもの

（健康保険法施行規則第百六条第一項第八号及び第百七条第十号並びに船員保険法施行規則第九十六条第一項第八号及び第九十七条第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正）

第七条 健康保険法施行規則第百六条第一項第八号及び第百七条第十号並びに船員保険法施行規則第九十六条第一項第八号及び第九十七条第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（昭和五十九年厚生省告示第百五十七号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
一〇十五 (略) 十六 都道府県等が行う医療に関する給付であつて、<u>医療情報基盤</u> ・<u>診療報酬審査支払機構法</u>(昭和二十三年法律第百二十九号)第 十八条第二項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるもの	一〇十五 (略) 十六 都道府県等が行う医療に関する給付であつて、<u>社会保険診療</u> <u>報酬支払基金法</u>(昭和二十三年法律第百二十九号)第十五条第二 項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるもの

（健康保険法施行規則第百六条第二項第三号及び第百八条第七号並びに船員保険法施行規則第九十六条第二項第三号及び第九十八条第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正）

第八条 健康保険法施行規則第百六条第二項第三号及び第百八条第七号並びに船員保険法施行規則第九十六条第二項第三号及び第九十八条第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成六年厚生省告示第三百一号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
一〇十三 (略) 十四 都道府県等が行う医療に関する給付であつて、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法(昭和二十三年法律第百二十九号)第十八条第二項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるものの	一〇十三 (略) 十四 都道府県等が行う医療に関する給付であつて、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)第十五条第二項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるものの

(高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十

四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項の一部改正)

第九条 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項(平成二十年厚生労働省告示第三百八十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 特定健康診査に関する事項 イゝへ（略） ト イからへまでに掲げる事項を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「機構」という。）に報告するために必要な事項 二 特定保健指導に関する事項 イゝへ（略） ト イからへまでに掲げる事項を機構に報告するために必要な事項 三 特定健康診査及び特定保健指導の実施及びその成果に関する事項 イゝハ（略） ニ イからへまでに掲げる事項を機構に報告するために必要な事項	高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 特定健康診査に関する事項 イゝへ（略） ト イからへまでに掲げる事項を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に報告するために必要な事項 二 特定保健指導に関する事項 イゝへ（略） ト イからへまでに掲げる事項を支払基金に報告するために必要な事項 三 特定健康診査及び特定保健指導の実施及びその成果に関する事項 イゝハ（略） ニ イからへまでに掲げる事項を支払基金に報告するために必要な事項

（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等及び担当に関する基準及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する告示の一部改正）

第十条 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等及び担当に関する基準及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する告示（令和四年厚生労働省告示第二百六十八号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (資料の提供) 第四条 (略) 2 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法(昭和二十三年法律第百二十九号)による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構は、保険医療機関又は保険薬局において患者が電子資格確認によつて療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができる体制を整備できるよう、同法第十八条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を行うため、地方厚生局長等に対して、前二条に規定する届出を行った保険医療機関又は保険薬局の名称及び所在地その他の必要な資料の提供を求めることができる。	附 則 (資料の提供) 第四条 (略) 2 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金は、保険医療機関又は保険薬局において患者が電子資格確認によつて療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができる体制を整備できるよう、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第二十四条第一号に規定する業務及びこれに附帯する業務並びに同法附則第一条の三第一項各号に掲げる業務を行うため、地方厚生局長等に対して、前二条に規定する届出を行った保険医療機関又は保険薬局の名称及び所在地その他の必要な資料の提供を求めることができる。

(医療費適正化に関する施策についての基本的な方針の一部改正)

第十一条 医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（令和五年厚生労働省告示第二百三十四号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
第１ 都道府県医療費適正化計画の作成に当たって指針となるべき基本的な事項 一 （略） 二 計画の内容に関する基本的事項 １～３ （略） ４ 目標を達成するための保険者等、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する事項 ３に掲げた取組を円滑に進めていくために、都道府県は、住民の健康の保持の推進に関しては保険者等及び健診・保健指導機関等と、医療の効率的な提供の推進に関しては医療機関及び介護サービス事業者等と、普段から情報交換を行い、相互に連携・協力を行えるような体制づくりに努める必要がある。 こうした情報交換の場としては、保険者協議会のほか、地域・職域連携推進協議会、医療審議会等の積極的な活用が期待されるが、会議の場だけではなく様々な機会を活用して積極的に連携・協力を図ることが重要である。 特に、都道府県においては、保険者等や医療関係者等による医療費適正化の取組と連携を深めることが必要である。このため、都道府県医療費適正化計画の作成に当たっては、第１の一の３(１)の関係者の意見を反映させる場への参画を保険者等に求めることに加えて、保険者協議会の構成員の一員として運営に参画するなど、連携を深めることが望ましい。また、保険者協議会その他の機会を活用して、必要に応じて、保険者等が行う保健事業の実施状況等を把握したり、保険者等が把握している加入者のニーズ等を聴取したりするなど、積極的に保険者等と連携することが望ましい。	第１ 都道府県医療費適正化計画の作成に当たって指針となるべき基本的な事項 一 （略） 二 計画の内容に関する基本的事項 １～３ （略） ４ 目標を達成するための保険者等、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する事項 ３に掲げた取組を円滑に進めていくために、都道府県は、住民の健康の保持の推進に関しては保険者等及び健診・保健指導機関等と、医療の効率的な提供の推進に関しては医療機関及び介護サービス事業者等と、普段から情報交換を行い、相互に連携・協力を行えるような体制づくりに努める必要がある。 こうした情報交換の場としては、保険者協議会のほか、地域・職域連携推進協議会、医療審議会等の積極的な活用が期待されるが、会議の場だけではなく様々な機会を活用して積極的に連携・協力を図ることが重要である。 特に、都道府県においては、保険者等や医療関係者等による医療費適正化の取組と連携を深めることが必要である。このため、都道府県医療費適正化計画の作成に当たっては、第１の一の３(１)の関係者の意見を反映させる場への参画を保険者等に求めることに加えて、保険者協議会の構成員の一員として運営に参画するなど、連携を深めることが望ましい。また、保険者協議会その他の機会を活用して、必要に応じて、保険者等が行う保健事業の実施状況等を把握したり、保険者等が把握している加入者のニーズ等を聴取したりするなど、積極的に保険者等と連携することが望ましい。

法第9条第9項の規定により、都道府県は、都道府県医療費適正化計画の作成及び都道府県医療費適正化計画に基づく施策の実施に関して必要があると認めるときは、保険者等、医療機関その他の関係者に対して必要な協力を求めることができることとされている。例えば、後発医薬品の使用促進のために、使用割合が低い保険者等に対して、使用割合向上のための改善策を提出するよう求めることや、急性気道感染症及び急性下痢症に対する抗菌薬処方や神経障害性疼痛を除く腰痛症の患者に対するプレガバリンの処方の適正化のために、都道府県域内の医療関係団体に対して、医療機関に対する「抗微生物薬適正使用の手引き 第四版」を基本とした抗菌薬適正使用や「腰痛診療ガイドライン 2019（改訂第2版）」及び添付文書等の記載を踏まえたプレガバリンの適正な処方の周知の実施を求めることが考えられる。また、同条第10項の規定により、都道府県は、こうした協力要請を行う場合、保険者協議会を通じて協力を求めることができることとされている。医療費適正化の推進に向け、保険者協議会等を積極的に活用することが期待される。

また、全社法により、社会保険診療報酬支払基金（医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号）第29条の規定による改正後の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和23年法律第129号）による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構をいう。）及び国民健康保険団体連合会の目的、業務等に係る規定に、医療費適正化に資する診療報酬請求情報等の分析等が明記されたことを踏まえ、都道府県や保険者協議会は、これらの機関との連携を図ることも期待される。

。 5～9 （略）

三 （略）

第2～第5 （略）

法第9条第9項の規定により、都道府県は、都道府県医療費適正化計画の作成及び都道府県医療費適正化計画に基づく施策の実施に関して必要があると認めるときは、保険者等、医療機関その他の関係者に対して必要な協力を求めることができることとされている。例えば、後発医薬品の使用促進のために、使用割合が低い保険者等に対して、使用割合向上のための改善策を提出するよう求めることや、急性気道感染症及び急性下痢症に対する抗菌薬処方や神経障害性疼痛を除く腰痛症の患者に対するプレガバリンの処方の適正化のために、都道府県域内の医療関係団体に対して、医療機関に対する「抗微生物薬適正使用の手引き 第四版」を基本とした抗菌薬適正使用や「腰痛診療ガイドライン 2019（改訂第2版）」及び添付文書等の記載を踏まえたプレガバリンの適正な処方の周知の実施を求めることが考えられる。また、同条第10項の規定により、都道府県は、こうした協力要請を行う場合、保険者協議会を通じて協力を求めることができることとされている。医療費適正化の推進に向け、保険者協議会等を積極的に活用することが期待される。

また、全社法により、社会保険診療報酬支払基金（社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）による社会保険診療報酬支払基金をいう。）及び国民健康保険団体連合会の目的、業務等に係る規定に、医療費適正化に資する診療報酬請求情報等の分析等が明記されたことを踏まえ、都道府県や保険者協議会は、これらの機関との連携を図ることも期待される。

5～9 （略）

三 （略）

第2～第5 （略）

（高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の三の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第十二条 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の三の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（令和七年厚生労働省告示第百七十四号）の一部を次の表のように改正する。

別表	改正後	
	基準	点数
九 当該年度において、次に掲げる取組を実施していること。 イ 毎月の特定健康診査の結果を記載した報告書を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に提出すること。 ロ 事業主に対して、当該事業主の健康診断に係る情報（四十歳未満の者に限る。）の提供を求めること。 ハ 事業主と連携し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）に記録された利用者の証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者の証明用電子証明書をいう。以下同じ。）を送信する方法による電子資格確認（健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認をいう。十二の項において同じ。）に関する広報を実施すること。	（略）	（略）
	（略）	（略）
別表	改正前	
	基準	点数
九 当該年度において、次に掲げる取組を実施していること。 イ 毎月の特定健康診査の結果を記載した報告書を社会保険診療報酬支払基金に提出すること。 ロ 事業主に対して、当該事業主の健康診断に係る情報（四十歳未満の者に限る。）の提供を求めること。 ハ 事業主と連携し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）に記録された利用者の証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者の証明用電子証明書をいう。以下同じ。）を送信する方法による電子資格確認（健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認をいう。十二の項において同じ。）に関する広報を実施すること。	（略）	（略）
	（略）	（略）

（傍線部分は改正部分）

(略)

(略)

(略)

(略)

(社会保険診療報酬支払基金が介護保険関係業務の一部を委託できる団体の一部改正)

第十三条 社会保険診療報酬支払基金が介護保険関係業務の一部を委託できる団体(平成十一年厚生省告示第百号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が介護保険関係業務の一部を委託できる団体	社会保険診療報酬支払基金が介護保険関係業務の一部を委託できる団体

(訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正)

第十四条 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(平成六年厚生省告示第三百四十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
一〇十二 (略) 十三 都道府県等が行う医療に関する給付であつて、<u>医療情報基盤</u> ・<u>診療報酬審査支払機構法</u>(昭和二十三年法律第百二十九号)第 十八条第二項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるもの	一〇十二 (略) 十三 都道府県等が行う医療に関する給付であつて、<u>社会保険診療</u> <u>報酬支払基金法</u>(昭和二十三年法律第百二十九号)第十五条第二 項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるもの

(社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付の一部改正)

第十五条 社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付(昭和五十二年厚生省告示第二百三十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十八条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付 一、十三 (略) 十四 都道府県等が行う医療に関する給付であつて、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法(昭和二十三年法律第百二十九号)第十八条第二項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるものの	社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付 一、十三 (略) 十四 都道府県等が行う医療に関する給付であつて、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)第十五条第二項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるもの

（社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項、国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の一部改正）

第十六条 社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項、国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書（昭和五十九年厚生省告示第百七十二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十九条第一項、国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法(昭和二十三年法律第二百二十九号)第十九条第一項、国民健康保険法(昭和三十三年法律第二百九十二号)第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十条第五項の規定に基づく厚生労働大臣の定める診療報酬請求書は、次に掲げる診療報酬明細書に係る診療報酬請求書(当該診療報酬明細書に係る部分に限る。) 一 三 (略)	社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項、国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)第十六条第一項、国民健康保険法(昭和三十三年法律第二百九十二号)第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十条第五項の規定に基づく厚生労働大臣の定める診療報酬請求書は、次に掲げる診療報酬明細書に係る診療報酬請求書(当該診療報酬明細書に係る部分に限る。) 一 三 (略)

附 則

1 この告示は、医療法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和八年十月一日）から適用する。

2 この告示の施行前に行われた第十二条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の三の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準別表の九の項イに規定する報告書の提出は、第十二条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の三の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準別表の九の項イに規定する報告書の提出とみなす。

3 次に掲げる告示は廃止する。

一 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三十条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する有価証券（令和三年厚生労働省告示第三百六十一号）

二 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三十条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する金融機関（令和三年厚生労働省告示第三百六十二号）